



Yoshiko Mibuchi and Family Court

三淵嘉子と

家庭裁判所

Yoshiko Mibuchi and Family Court

清永聡

Satoshi Kiyonaga

|| 編者



日本評論社

〔第4部〕

家庭裁判所発足の頃

座談会「家裁発足当時の思い出」 について

この座談会は、創成期の最高裁判所家庭局に勤務した裁判官や職員のOBが参加して、昭和57（1982）年に行われた。内容が一般に公開されるのは、本書が初めてである。

私は個人で休日を使って関係者や遺族を取材していた際、この座談会のことを知り、発言内容をまとめた「速記録」を発見した。

参加者は三淵嘉子のほか市川四郎、内藤文質、森田宗一、柏木千秋など、昭和24（1949）年に発足した最高裁家庭局のメンバーが集合している。文字どおり「レジェンド座談会」である。また当時の家庭局長の栗原平八郎をはじめ一課長から三課長まで現役の人々も参加している。加えて司会は、三淵の後任の局付となった元家庭局長の外山四郎である。

発言には家庭裁判所の創設前後の苦労や、GHQの関与などが多く含まれる。これまで活字になっていない事実も多い。また、参加者の和気あいあいとしたやりとりは、当時の自由な雰囲気を感じさせる。

座談会はもともと公開を予定して行われたのではなく、速記録も関係者向けに作成されたものだが、私はこの貴重な内容が日の目を見ないまま埋もれるのは、戦後司法の歴史を考える上で損失であると考えた。このため座談会を当時企画し、速記録を作成した奥山興悦氏（当時最高裁家庭局第二課長、現弁護士）に依頼して、特に歴史的な証言を中心に、「抄録」として一部掲載する許可をいただいた。記録は明らかに記憶違いの部分は削除あるいは修正したほか、人名や内容の一部も可能な範囲で補足や修正を行っている。

すでに40年前の座談会であり、出席者は多くが他界された。当事者の言葉を通じて、家庭裁判所を作り上げた先人の熱意や努力の一端を知っていただければ幸いである。（清永聡）



[第4部]

家庭裁判所発足の頃

座談会 「家裁発足当時の思い出」

Symposium

Memories of when the Family Court was established

日時——昭和57（1982）年12月12日

場所——みやこ荘

[出席者]

市川四郎

（昭和24（1949）年最高裁家庭局第一課長兼第二課長、元東京高等裁判所長官）

沼邊愛一

（昭和29（1954）年最高裁家庭局付・33（1958）年家庭局第一課長兼第二課長、当時広島高等裁判所長官）

三淵嘉子

（昭和24年最高裁家庭局付、元横浜家庭裁判所長）

柏木千秋

（昭和24年最高裁家庭局付、当時名古屋大学教授）

内藤文質

（昭和24年最高裁家庭局第三課長、当時弁護士・東洋大学教授）

外山四郎

（昭和24年最高裁家庭局付・43（1968）年家庭局長、元札幌高等裁判所長官）（司会・進行）

森田宗一

（昭和24年最高裁家庭局付・30（1955）年家庭局第三課長、元東京家庭裁判所裁判官）

皆川邦彦

（昭和24年家庭局職員、元簡易裁判所裁判官）

[最高裁判所事務総局家庭局]

栗原平八郎

（当時家庭局長、元東京高等裁判所長官）

山田博

（当時家庭局第一課長、元浦和家庭裁判所所長）

奥山興悦

（当時家庭局第二課長、元東京高等裁判所裁判官〔部総括〕）

長谷川知賢

（当時家庭局第三課長、元最高裁家庭審議官）



市川 私は、家庭裁判所設立準備室に昭和二三（一九四八）年一月から入って、その当時は、まだ設立準備室等の一つの部屋があったわけじゃなくて、総務局の一つの課のような待遇を受けていました。総務局へ行く前は、家事審判所の家事審判官をしていました。それで、家事審判官の中からという事で、私が送り込まれたとい

家庭裁判所が
誕生するまで

栗原 本日は先輩方のお話をうかがうことを非常に楽しみに参りました。よろしく願います。
外山（司会） 本日は家庭局の昔話を少しまとめておうかがいます。ご承知のように、昭和二四（一九四九）年一月一日に最高裁判所事務総局に家庭局が、また、全国に家庭裁判所が設けられました。家庭裁判所が発足するまでのご苦労などおうかがいできればと思っております。

うわけです。その当時、少年関係は内藤文質さんが、総務局にすでにいらっしやって、家事関係は私、少年関係は内藤さんということで手分けをして、設立準備の仕事が始まったら、仕事を始めようという態勢に入ったわけで、それが、結局、設立準備室のそもそもの発端なんです。設立準備室らしい仕事を一つの部屋を与えられて始めたのが、もう一二月に入ってからだったと思います。まず予算をどうするかということで、予算の仕事を始めたのが一二月七日ということになっておるようです。ですから、その頃は、まだはたして家庭裁判所ができることになるのか、それとも流産するのか、よくわからない状態であったと思います。

から、少し遅れたと思いますけども、八島俊夫君。こういう方たちが参加してきて、非常に活況を呈して設立準備室がフルに回転し始めた。しかし人数がとにかく少ないです。十分とはいえませんでした。夜遅くまで、ほとんど連日帰るのが一〇時過ぎになったんじゃないかと思えますけれども、そのくらい一生懸命に頑張って設立準備の仕事をやったわけであります。

外山 今うかがっていますと、切迫した段階で準備室ができ、具体的な準備が始まったという、ずいぶん慌ただしい時間だったように思いますけれども、なぜこんな切迫した時期に準備を急いでしなればならなかったのか、そこら辺の事情をどなたかお話しただけますか。これは、家庭裁判所設置という方針が、いつ立てられてどんなふう動いていったのかという点に関係があるだろうと思いますけれども。

市川 家事審判所について、家庭裁

判所を作るかどうか、少年と家事の一本立てにするかどうかということ議論をしていた時に、たまに、それに参画した経験はありますけれども、本当に最高裁判所として家庭裁判所を作るかどうか、そういうことは、むしろ総務局におられた内藤さんがよく関与しておられた。

外山 むしろ少年審判所側からの問題というのが、その家庭裁判所でその動きを追認したのかもしれないけれど、どうぞ内藤先生。

内藤 一二月半ば頃辞令をいただいて、総務局第一課で、少年法が通過して、新しい裁判所ができるから、そのことについていろいろ考えてほしいということでございました。桑原（正憲）先生が、当時の総務局の第二課長でございまして、それで、最初は少年裁判所を設立するという点で議論された。これはいつ頃か、あまりはつきり記憶にないんですけども。

外山 東京へお出ましになった頃は、まだ少年裁判所という構想で

したか。

内藤 少年法の立案にあたるために司法省（現在の法務省。昭和二三年二月一四日までの名称）に入ったのは、昭和二二（一九四七）年の暮れ頃でした。確か、それで立法室というのができまして、少年法と司法保護事業法というのもの改正問題がそこで論議されて、その少年法関係を柏木先生が担当されました。

外山 そうすると、その少年裁判所構想が、家庭裁判所構想へ移ったのはいつ頃ですか。

内藤 私が総務局に入ってからですね。家事審判所ができてからです。

外山 二三年の一月からですね。内藤 それで、裁判所を作るからには、やっぱり家事審判と少年審判というものは、一緒にやるべきだという議論がその頃何となく出てきたというふうな気がする。

外山 それは、どこから出てきたものでしょうか。裁判所側からでしょうか、GHQからでしょうか。

内藤 それは、私の記憶では裁判所側だと思います。つまり家事審判所関係から出たんじゃないかと。

柏木 刑事訴訟法とほとんど日にちが二、三日違いで、昭和二十三年七月に少年法が国会を通った。少年法の中にはすでに家庭裁判所という言葉が使っている。

奥山 家庭局で出しております記録によりますと、二十三年二月六日に（GHQの）ルイス博士からの少年裁判所法と少年刑事事件特別処理法と二本立ての立法を行う方針で、作業が進められた。しかし、二十三年五月二二日に至り、すでに構想として具体化しつつあった、いわゆる少年裁判所と、当時の家事審判所等を統合して、家庭裁判所を創設することになった。そして、あわせて旧少年法を改正する法律を制定することになったとあります。

市川 記録には、統合してやることになったというその時期が書いてないですか。

奥山 五月二二日と書いております。

柏木 そうでしょう。だから、その時にすでにそういうふうになって、そして、少年法ができたのが七月なんです。

奥山 そうでございます。七月一五日に少年法が。

外山 二十三年七月の法律に表れた家庭裁判所というのは、少年法の事件だけを対象にしている家庭裁判所だったのか、あるいはもう統合することがすでに法律の上でも構想として表れていたのでしょうか。

市川 私も今、記憶に残っているのは、昭和二十三年五月頃までの間に、実は、家事審判所は、やはり独立の裁判所を作るべきだという決意をもって最高裁判所に非常に強くアピールしたんですよ。

そうしたら、結局、同じようなものが二つ独立して、家事裁判所と少年裁判所と二つ作るということとはおかしいと。だから、これは、

もし作るなら一本化したらどうかと、こういう話でした。ところが、裁判所側では、地裁の方でも、家裁の方でも、少年と一緒にした家庭裁判所を作ることには反対だという空気が非常に強かった。そして、意中の人たちが説得して、ようやく、それじゃあやむを得ないから、統合したもので家庭裁判所というものを作ろうかと、こういう話になってきたんです。

柏木 それは、七月に、GHQの方と交渉していた時に、今度は裁判所の方から、家事裁判所の大きなものを作れという要請が出た。ところが、それでは予算も足りないし、そんな大きなものを二つ作らなくたっていいじゃないかというのが、GHQの考えでした。それじゃやっぱり統合すべきだろうという空気に、法務庁（現在の法務省。昭和二十三年二月一五日）二十四年五月三十一日までの名称）の方はなっていて、裁判所の方は渋々やむを得ないだろうということになった。それで、一緒にする

んだったらどういう名前がいいかと言うんで、それなら、ファミリーコートがいいんじゃないかと言うと、それは結構だなということになった。今の少年法は、そういう線でそういう名前で立案して、そういう名前で国会に出ているんです。だから、もう少年法が七月に成立した時点においては、家庭裁判所という名前になっているし、家庭裁判所という名前を使う以上は、両方（家事審判所と少年審判所）が統合されたものでなきゃ家庭裁判所ではないわけだから。その（意味の）家庭裁判所で（あったけれども）、少年法には、家庭裁判所内の、実際は少年部が活動する部分だけしか書いてない。それじゃあ家事部の方は、どういうふうな仕事をして、少年部はどういう仕事をするかということは裁判所法で決めるので、それとあわせて裁判所と、それと同時に家事審判所も一緒に一括して改正されたものです。したがって、家庭裁判所設立準備室で少年審判所と家



座談会出席者

前列左から森田、三淵、市川、内藤、柏木、
後列左から山田、栗原、沼邊、皆川、外山、奥山
(奥山興悦氏提供)

事審判所を統合するとか何とかを議論する余地はまったくない。それは、前から決まっていた。

市川 家庭裁判所設立準備室というのは、その設立のために必要な事務を、主として予算と法規の整備、そういうものをやっただけのことなんですよ。その方針はすでに我々が準備に入るまでの間に決まっていた。私なんかは、家事審判所を独立した家事裁判所にすべきだということも、急先鋒で最高裁や高裁なんかにはアピールしたもんです。

外山 あまり少年裁判所とは一緒になりたくないということでしょうか。

家裁発足に対して GHQからの指示は

柏木 裁判所の方からそういうふうな強い要求があったことは、こっちは法務庁にいますから、間接にしか知らないわけですよ。それで、じゃあ法務庁の方

は、裁判所の意向がそうだけれども、しかし、やっぱり予算とか、そういうような関係ですと無理だと。これは、法務庁が無理だと言出したのか、GHQが無理だと言ったのか、それは知らない。それならしょうがないじゃないかというGHQの意向で。

森田 六月末、そして、いよいよ家庭裁判所ということにならざるを得ない決り手になったのは、予算なんです。こんな膨大だと大変だということでGHQが止めたんです。そして、それじゃあ家庭裁判所と一緒にしてというのは、二三年の秋なんです。

柏木 家庭裁判所と書いてある以上は、家事審判所の権限と従来の少年審判所の権限を、要するに、少年（部）と家事部が一緒になるということ、すでに決まった。ただ、一緒になるにしても、なり方が非常に問題のところは、調査室あたりで、多少の細工をしたかもしれない。裁判所法を作る際に、とにかく、両方一緒にすると

いう大原則そのものは、（少年法の）法律案の中にもうあったんです。それは、もうまったく疑いの余地がない。法務庁は、非常に強く反対した。

市川 法務庁は、GHQに対して、二四年一月一日からの施行は無理だと要求していたんじゃないですか。

柏木 と思います。

市川 そうだろうね、それでなかなかやれという指令が出なかった。

柏木 それは、あるいはそうかもしれない。つまり、七月の幾日かに法律は通った。それで、刑事訴訟法は確かに昭和二四年一月一日から施行することになっていたんだけれども、少年法は、殊に少年院とか施設の関係があるでしょ。

それで、とてもじゃないけど金ができないというので、確か二年間経過規定がある。常に経過規定があつて、もう一年経過規定を延ばした。その経過規定の内容は何だったか僕は覚えていない。

沼邊 それは、（少年法の対象）

年齢。一八歳から二〇歳にするのを延ばしたわけです。

三淵 年齢です。一八歳まで、施設関係によるものです。

内藤 それともう一つは、犯罪者予防更生法ができていなかったということがある。

沼邊 それもある。犯罪者予防更生法が遅れたんですよ。



三淵 私は、二三年一月一日に（最高裁）民事局へ入って、第二課というのが家事審判所関係をやっていたわけですね。民事局の局議で家庭裁判所にするか家事審判所独立にするかということを詰めた時の記憶が、非常に鮮明に残っているんです。その時初めて、アメリカに家庭裁判所なるもの

があつて、少年部、家事部があるとか、少年審判所がアメリカからの輸入であるということをうかがった上で、局議をしたんです。

その時は、少年部、家事部を一緒

にした家庭裁判所にしようと、非常にあっさり局議は決まった。中で反対する人はいませんでした。

柏木 そうすると、市川さんなんかの話の空気とはちよつと違う。

三淵 最高裁の民事局は、非常にスムーズにそつちへ進んだ。

柏木 それじゃ現場がむしろ。

三淵 その時は、GHQがどういう意向かということは、全然出ませんで、最高裁民事局の局議としては、結構じゃないかと。少年裁判所と家事審判所と二つあるというのは、アメリカの例があるし、日本はその後を追っているんだからというような沿革的なものと、それから、いくつも裁判所があるのはまずいんじゃないかというもので、民事局の中ではすつと決まったんです。

市川 おそらく、それは、やっぱり現場がもう一本化してもやむを得ないと、そういう空気がかなり強くなった段階だろうと思いますよ。

森田 私の記憶だと、関根小郷

(当時最高裁判所長兼行政局長)

さんが非常に統一に積極的だった。だから、局議とか最高裁の民事局では、私は局長の意向というものはずいぶん強かったと思う。

内藤 最高裁判所では、将来の裁判所として、今、発足させた方がいいのか、それとも、待った方がいいのかというような考え方が決まっていなかったみたいですね。

外山 最後のところは、GHQの裁断によったかのごとくにも読めますが。

内藤 それは、おそらく最終で、法務庁との関係もあつたけれども、裁判所としては、やっぱり今改正が整っている時に早く発足させた方が、裁判所を作るにはいいんじゃないかと決まって、そして、GHQにその答申が行ったんで、GHQで裁断したんだと思います。ともかく、私の記憶では、一二月一五日頃でした。一月一日から施行するという。

市川 それをやるには、予算がつかないといけないんだけど、

GHQがうんと言わなきゃ予算がつけられないその当時の事情ですからね。だから、五鬼上(堅磐〔当時最高裁事務次長〕)さんが、

一二月七日に、GHQのモローという人を介して、明年一月から少年法を実施する意思以外にないと(確認した)。同(モロー)

氏は、「施行の変更はないと思うから、家庭裁判所設立に必要な最小限度の予算を提出せよ」と回答しているんです。それで、最小限度の予算を作って、八日にモラー氏を訪ねて、予算要求書を提出したんです。そうしたら、九日にモラー氏が「明年一月家庭裁判所を開設することおよび請求をする最小限度の予算を確保する」と、最終的な回答があつたんです。一日になって昭和二三年の追加予算に家庭裁判所開設のための費用として、一億一千万円余が計上されたんです。

外山 一億一千万の大きな内容というの、何だったんですか。

市川 土地を購入して、独立庁舎

を建てるための予算だったと思います。

家裁発足と最高裁判所家庭局の誕生

外山 最後に、いろいろ準備ができたあがつたというのは、大晦日なんです。

市川 大晦日ですよ。大晦日も正月も何にもなかったね。ひどかったね、暖をとるものというのは何にもないんだから、火鉢や炭もなければ何もなし。だから、木の筆箱とかいろんなものがあると、みんな持つてきて燃やすんですからね。

外山 一月中旬に会合があつたのですか。長官会合でしょうか。

市川 一二月一三日ですね。

外山 その会合は、家庭裁判所が翌年一月から発足することを前提にした会合でしたか。

市川 そうです。その時に予算の問題と人事と(を協議した)。

外山 少年審判所関係との調整の

会議にもなったようなことをおっしゃっていましたね。

市川 ブロック別所長会合が一四日。一六日に最高裁判所会議室において、法務庁、検察庁、少年審判所、国家警察、最高裁判所と、少年保護事件の取扱方針について協議した。

一七日に東京高等裁判所の会議室において、東京高等裁判所管内所長会合があり、一九日正午から会議室において全国少年審判所長の会議があつた。私は、この時に初めて宇田川(潤四郎〔初代最高裁家庭局長〕)さんに会ったんだと思います。一二月一八日、一九日ですね。

外山 中央だけでなく全国各地で、二四年一月から、家庭裁判所の準備が行われるようになったというのでしょうか。

市川 一二月二〇日に家庭裁判所開設についての新聞発表をしているんです。



外山 いよいよ二四年一月一日から家庭裁判所が発足し、家庭局が誕生したわけですね。家庭局誕生の時の場所は、今の準備室と同じですか、別なところですか。

皆川 準備室は、そのまま家庭局となりました。

外山 そこへ宇田川さんが局長として赴任してこられたんですね。それで、市川、内藤（文質）両課長がご就任になられた。

市川 ええ、そうです。一課に柏木さん。二課に三淵さん。

外山 当時の和田嘉子さんがデビューなさったわけですね。

皆川 三課には森田さんがいた。

外山 局付は二人いたんですね。

森田 三人。それぞれの課に一人ずつみたいです。

外山 柏木先生も局付だった。

森田 最初は、事務官だったんですね。

柏木 僕は、一月一日からだった

かなあ、ちょっと今記憶にないです。準備室そのままの小さな部屋だったという話だけでも、僕は、小さな部屋じゃなかった。やっぱり二つか三つがあった。

三淵 五階を建て増したところへ移った。

最高裁家庭局の組織と雰囲気

外山 急にそういう一つの組織ができて、最初は、何十人ぐらいおりましたかな、三〇人ぐらいおりましたかしら。

市川 どのぐらいだろうね。

外山 三課はあったわけでしょう。

三つの課があつてね。最初に近くの人が集まっていたんじゃないでしょうか。

森田 そんなに多くはなかったよな気がするな。三〇人もいないな。

外山 その後、組織のようなものが何かありましたか。どういうところから集めたのでしょうか。

市川 総務局からそうでしたね。

皆川 ええ、訟廷部だとかね。

市川 そうでしょう。それから、やっぱり民事局からももらったんじゃないですか。

三淵 そうですね。

外山 ずいぶん若い人が多いようだったね。

栗原 二四年九月一日現在の家庭局のメンバーは、全部で二七、八人です。

外山 外部から採った人も相当いたのか、それとも各局課から集めた人ですか。

皆川 外部からの人もいましたね。沼邊 旧庁舎の屋根裏に移ったのはいつなんですか。

三淵 五階のバラックの建物。その後、事務室にも何回か顔を出したから。いつでしたか。

沼邊 もう家庭局を出たばかりじゃないですか。

三淵 でも、私が入ってから引越しましたわ。だから、一月にみんな入ってからすぐ引越したんじゃないんでしょうか。メンバー

が集まってからね。

内藤 だと思えますね。

皆川 あの準備室の小さい部屋では入らなくなった。

三淵 とても入れません。だから、家庭局が発足した後、五階へ移ったんですね。

外山 上から下までいろんな方々が集まって組織されたわけですが、どんな具合でしたか。

市川 別に問題らしい問題というのはありませんでした。割に和気あいあいでしたね。

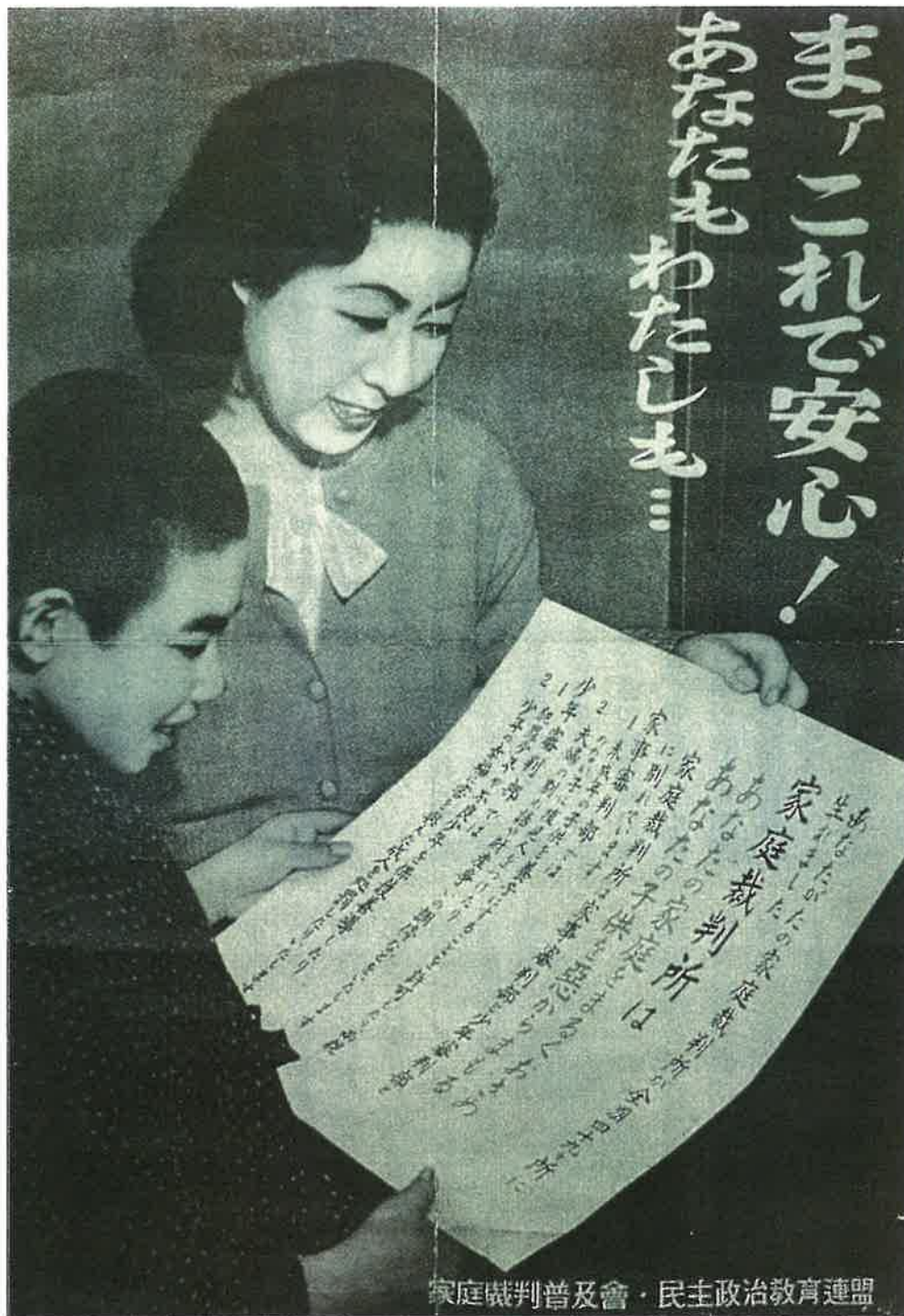
柏木 お役所にしては、桁外れに自由な空気がありました。みんな勝手にワイワイ議論して、僕は、宇田川さんなんかを相手にして、本当に勝手放題の議論をしていました。

三淵 事務官も雇もみんな気分としては対等でした。雇まで対等でした。

市川 雇まで本当に差別なしに何でもしゃべりました。

柏木 そういう空気が今日まで家庭局の（OB）会を存続させた一

家裁創設記念週間にあわせて制作されたポスター（『裁判所百年史』〔最高裁判所事務総局、1990年〕より引用）



つの精神的基盤だと僕は思うんです。

外山 みんなが若かったですね。

私は、遅くて半年以上経ってから参りましたけれども、局付が庶務主任の次ぐらいの歳で、あとみんな一般の事務官は、局付より若かった。前のところは、局長、課長、局付、一般事務官というように、年齢が上から下へうまくそろっていましたから、家庭局は非常に全体若々しい気分です。

柏木 外山さんは、その頃いらったのですか。

外山 三淵さんと八月でしたか、交代しましたね。

柏木 三淵さんと交代。三淵さんはどこへいらしたんですか。

三淵 東京家・地裁まで。

柏木 それじゃあ、僕が去る少し前ですね。

外山 そうです。しばらくご一緒でしたから。私が参りました時は、もう旧最高裁判所に家庭局は移っておりまして。

三淵 そうですね。

全国の家裁を訪問

外山 皆川さんは、当時いくつぐらいでしたか。

皆川 二五、六（歳）でしたね。

三淵 本当に熱血青年で、熱血漢で、一番怖い存在だったかもしれない。

市川 頑張りやで、ガリ版刷りが実に上手だった。

皆川 昭和二三年の暮れ、もうそろそろ家庭裁判所が始まるなという時に、調査官が何やっているのか、審判官が何やっているのかわからないと、内藤先生が少年審判の時におっしゃった。調査官の話を私が原稿を書いて、内藤先生に見てもらって、それをガリに切って全国に配布するわけですよね。とても役所なんかでできないですよ。家へ持ってきてやりました。内藤 それは五冊全国に配った。あれは立派なものでしたよ。

柏木 皆川さん、僕がいつから家庭局に身柄が移ったかという問題

に関連するんだけど、家庭裁判所の運営に関して説明するというので、家庭局から現地へ、各高裁単位かな、あるいは地裁かな、行ったことがあるでしょう。あなたとご一緒に行ったこともある。あれはいつ頃ですか。あなたと一緒に、確か東北へ行ったような気がする。

皆川 そうです。東北へ行っています。

市川 あれは、二四年の二、三月頃から始まったんです。

柏木 それなら、その頃僕はいたはずですね。僕は、松江か、山陰方面に、昭和二三年の暮れに刑事局から刑事訴訟法の説明に行った。ところが、家庭裁判所へも行ったことがあるんです。それ以外に二回ぐらいずつ行っている。市川 それは、家庭裁判所を発足したが、発足当初どういうふうに行っているだろうかということを、一応見ようということを手分けをしたんです。

柏木 そうでしょう。じゃあ、そ

れならそれにも私は一か所か二か所行っているから、それが二、三月頃なら、僕は家庭局にはいたはず。その時に、確かに東北へ行った記憶がある。東北の山形かどこかの所長さんに、「もうどうしていいかわからないんだよ。お待ちしていましたよ」と言われた記憶があるけれど、名前は覚えていない。

発足時の家裁裁判官と調査官

外山 その頃の家裁裁判所の少年担当の裁判官は、覚悟して少年審判所からおいになった方で構成されたのでしょうか、それではとても足りなくて、「どうしたらいいかわからない」（と言った所長がいた）というのは、少年審判所の方がいらつしやらなかったのでしょうか。

柏木 盛岡だったかな、そういうことを言われたのは。ああいう所には少年審判所がなかったで

しよ。だから、少年審判所の経験のある家庭裁判所というのは、非常に少ない。

内藤 少年審判所っていくつぐらいあったんですかね。

沼邊 戦前は、控訴院のある場所にあった。それが、戦後増えて支所を入れて一八（か所）になった。

外山 家事部の方は、家事審判所にいた方が続けておやりになったんですね。

市川 私は、大体どういうところを、家庭裁判所の庁舎にあてているかというと、その種別を見に行ったわけです。みんな変なところに家庭裁判所の看板が掲げてあるんだね。

外山 従来の庁舎の中にね。

市川 一〇年間は、家裁なんかは廃止した方がいいという意見が所長会同で出ましたね。「あんなもの即刻ぶつぶした方がいいんだ」と、そういう所長がまだいたんです。

柏木 今はそういうことはあるのでしょうか。

市川 今はもうないね。

森田 そういふ空気は、一面、底流にあつたんですが、もう一面には、新しい時代だつていうことで、一生懸命（私たちの）講義を聞いて、メモをとっている所長もいた。そういうのと両方あつたんじゃないですかね。

外山 現場の実情として、少年審判所からいらつしやつた方と、本来の裁判所からいらつしやつた方との間は、しつくりいつていたんでしようか。

市川 家事と少年がいずれもうまくできなかったことについて話を聞いたつていうのは、私はあまりありません。

皆川 裁判所の書記官から、調査官になった人がいるんですね。調査官になつたけれども、官補なんです。そうすると、教育大学などを出た若い人が来て、上に座つちやつて。それで、今更、官になるために勉強しなきゃならない。そういう試験（調査官採用試験）がなく、法律だけの試験で官になる方法はないかと（言つてい

た）。先ほどの官補の人は官になつてもう四〇過ぎぐらいの年齢になるわけですよ。それが、二〇代の若い人が上に来るんでね、その間はもううまくいかない。

宇田川潤四郎の情熱

三淵 家庭裁判所草創期の情熱というのは、宇田川さんが、家裁関係の人に吹き込んだと思います。私なんか家庭局で、神田川の水みたいなどころがありましたけど、少年にかける情熱というのは、家裁の天職というようなもの。こつちの人も受け止めたし、現場の方々に理念があつて。

森田 それほど、全然関心のない人を動かすモーションなんです。騙されたことになるかもしれないけど。

三淵 たとえば、調査官の地位について、はじめの相手はすごかつたですもんね。非常に高い特別職のような考えを持っていまして。

市川 いつかは非常に地位の高い者になるんだという考えがあるでしょう。それを抑えるのに、我々は苦勞した。

三淵 でも、はじめは、宇田川さんも実際にそういう（特別職の）ようなポストを作ろうとして、努力なさつたわけですよ。結局、それは容れられなかつたわけですけど。

市川 一番難しいですよ。それは、事務官、書記官との対等上ね。外山 そういう点では、家庭局の初期というのは、宇田川さん、市川さん、内藤（文質）さんなんていい組み合わせでね、うまいことできているんで。明日を生きるような宇田川さんと……。

三淵 手綱を取つて、裁判所の中を続けて行くような市川さんとか、内藤さんとかね。事務総局の中では、宇田川さんを理解する人は本当に少なかったと思いますから、最高裁の中では、宇田川さんが初代の局長であつたということが、マイナスの面もなかつたとはいえないけれど、家庭裁判所から見れば、徹底的にプラスですね。家裁の現場を見て、調査官制度に対して、非常に地位を高くしなければいけないということを考えられたんだから、やつぱり、宇田川さんの発想は正しかつたと思うんですよ。家庭局がもっと早くそれを容れるべきだつたと思いますね。

市川 それは、やつぱり壁が厚いですよ。

三淵 そうでした。私は、宇田川さんが、一生懸命特別職にしようとしてダメだと、がっかりしていたことを見ていましたからね、本当に。

調査官制度誕生の経過

外山 調査官制度が整備されて参りますね。家事調査官というものが誕生するわけですが、その時のご苦心というのをおっしゃっていただけますか。

市川 ここ（家庭裁判月報）一巻

一号の「家庭裁判所創設当時の思
い出」に「四十八粒の種子」と
して、僕が書いたそれに尽きます
よ。それを見ていただければ、大
体、おわかりいただけると思います。

森田 最初は、「少年保護司」と
いう少年審判所時代の名前で、家
事部もそのまま家事保護司じゃな
く家事調査官になる前に法務省か
ら異議が出て、民間の保護観察を
する保護司と紛らわしいというの
で、現場の人の意見も聞いたこと
があるんですね。それから、「調
査官」になって、そして、今度家
事の方にも置くべきだということ
があって、今の話につながるん
ですね。

外山 そうでしたね。少年保護司
の期間というのは、一年数か月
あったわけですね。その時は、少
年保護司の方は、少年保護司とい
う名前で家裁に相当少年調査官と
して入って参りましたか。

森田 その審判所から来た人もい
ますけど、新たに協力会とか、あ
るいは、満洲に限らず、引き揚げ

てきた人とかいろいろいました。

外山 ものすごい人たちが入って
きたのは、いつ頃ですか。首席調
査官制度ができた時ですか。

沼邊 上席少年調査官です。それ
で、かなりの人を探ったんです。

外山 上席調査官の始まりでした
かね。

内藤 記録には二五（一九五〇）
年五月一四日と書いてあります。

外山 調査官制度になってから、
まず上席ができたんですね。その
上席調査官に満洲帰り等のご歴々
が相当たくさんおられたわけだ
ですね。

森田 京都、大阪、東京とか、そ
の要所要所はね。とにかく検事正
クラスという言葉を盛んに宇田川
さんは言われたんですね。

内藤 手持ちの年表によります
と、昭和二九（一九五四）年六月
一日ですか、家事調査官と少年調
査官とを統合して、家庭裁判所調
査官制度を検討する。首席家庭裁
判所調査官を設立した。

市川 首席は、その時からですか

ね。みんなが身につけて本当にで
きるようになるための教育という
のは、私は大変だったと思います
ね。だから、はじめのうちは不満
が多かったでしょう。ひどいところ
になると、教官だけしかやらせ
なかったところがあったりして。

三淵 調停委員との間がすごく険
悪でした。

外山 それと、家事調査官にいか
に働いてもらうかということの考
え方は、我々自身がだんだんと変
わってきたというところがあるん
だと思いますね。調査官は、少年
関係ではいるのが当たり前みたい
に思われていて、他方で家事調査
官は、「何だ、この者は。一体何
するんだ」という声が全般ではず
いぶん聞かれましたね。

三淵 そうだったですね。その時
の（調査官）試験は法律問題だけ
でした。憲法から民法。だから、
はじめの頃は、本当に法律ができ
なければ入れないような試験でござ
いましたね。だから、大体女性
の調査官でも初期の頃は、法律を

勉強した人が割合と多かったんで
す。

外山 家事調査官に対する考え方
が、当時は、我々自身が、今日の
ような考えまでには、なかなか思
い至っていない部分があったん
じゃないでしょうか。

三淵 だからこそ、家事調査官は
一生懸命勉強して、家事調査官と
いうものを作ってきたように思い
ますね。

独立庁舎探しの苦勞

外山 家庭裁判所ができた時に専
任所長を置いたのは、八つぐらい
でしたか。あれは、何を基準にし
たものでしょうか。

市川 それは、やっぱり庁舎ね。
一つは高裁所在地。それから、あ
とは、独立の庁舎を置けるところ
ということの一つの目安にしたん
です。

外山 庁舎が持てたところをそう
したわけですか。その頃は、ずい

ぶん予算が豊富にあったんで、家裁の独立庁舎の敷地を、経理局あたりで確保したというふうに聞いておりますけど。

市川 ずいぶん一等地に等しいようなところを、経理局は買って持っていたんですよ。それが、だんだん時期が経つうちになくなっちゃった。

皆川 家庭局の局課長も地方に敷地を見て回って歩いた。四月までに予算を使ってしまったといかんと、それで、まず土地を買うというんで、市川先生と新潟へ行っただんです。

市川 結局、経理局が建てよう建てようと、押さえちゃったから。それと、そういうところに独立庁舎を建てると、人を多くしたり、所長を配置しないとならんという問題が出てくるんですね。だから、最高裁判所当局としては、ぱっとそれだけのものを作るわけにはいかない。だから、もう非常に苦労があったわけですね。我々としては、できるだけ庁舎を早く

建ててもらいたいと、こういう希望を持っていたけれどもなかなかそうはいかなかった。

三淵 最高裁が戦後たくさん土地を買えたというのは、家裁が設立してすぐという名目で予算がついたんですね。あれで、ずいぶん地裁だとかほかの裁判所の敷地は、潤ったわけですからね。だから、家裁様々でなきゃいけないわけですね。一等地を、大変な土地なんですよ。

外山 土地問題（だけ）じゃなしに人員もそうですね。裁判官の定員なんかもね。

皆川 地方を回っていくと、みんな家庭裁判所の予算で新しいのを買くと地裁の方へいく。それだから、古いものしか残らない。

三淵 特に独立庁でないところは、ひどいらしいですよ。

家事相談への取り組み

外山 家事相談というものが、家

裁の家事部では、法制上ない仕事ですが、ウエイトを占めている。はじめからそうだったように思いますが。

市川 はじめは、我々本当は法制化すべきだと案を作ったんですよ。それで、ある限度でそれを示したんです。たとえば、弁護士会の意見とかそういうものを聞かために。そうしたら、弁護士会から猛烈な反対が出て、それで、もう弁護士会の反対があった以上は、とても法制化はできない。そういうことで、涙を呑んだんです。

外山 相談カードというものを作った記憶が私などもありますけれども、あれは、どういうことでしょうか。

市川 あれは、相談というのは受付相談ですから、受付相談の場合でも、そういうカードがあった方が相談者の便利な答えが得られる。そういうことで、東京の相談係の人が主としてやられたんです。外山 東京家裁から始まったんですか。

市川 東京家裁から始まった。一番はじめからやったのは、東京家裁だったんです。

栗原 あれは、最初は、PRから始まったんですか、それとも自然にお客が来て、事実上始まったというような経緯なんでしょうか。市川 はじめは、やっぱり家庭裁判所に行けば、たとえば、家事なんかは、書面を出さなくても口頭でできるというのがありましたね。「何も書面を出さなくても、家庭裁判所に行って事情を話せば、書記官なり係の人が、あなたの言うことをちゃんと聞いて、そして、書面にしてくれそうですよ」。

これが、非常に効きすぎて、それで検討したんですよ。その中には書面を出さなければならんものもあるし、相談でその分はいいと。やっぱり受付相談ということで、やるほかにんじゃないかということ、それで始まったんです。三淵 私、家庭局にいたのは割合と短いんですけどね、（昭和二十四年一月から）八月までで、さつき

申し上げたように、その間に宇田川さんが家事相談、家事相談と言っていました。それで、京都へお供して京都の有名な家裁の方のご意見を聞いたりして、是非そのPRもあるし、それから、庶民の中に家裁が浸透していくためには、新しい民法の普及のためにも、家裁へ行って相談をすればいいということ、やろうやろうと言うんで、私、宇田川さんの後についてあっちこちの裁判所へ行って、そういう現場の意見を聞き、宇田川さんが、その意見を言っていたらっしゃったわけです。おっしゃるように、その口頭受付が一つの道になるわけですね。だから、はじめから、宇田川さんは、家事相談ということを言っていたらっしゃいました。あんな隅々の家裁まで家事相談をやるということとは、やっぱり家庭局の方針だったからだと思えますね。どんなところでも家事相談というのはやっていたんですから。

外山 家庭裁判所の相談というそ

のものをPRしたというよりは、家庭裁判所制度のPRのために、家庭のめんど、困ったことがあったら、家庭裁判所においてなさいと、こういうPRをしたんですね。それが、相談になった表れなんです。それから、当時、民法が変わったばかりだし、相続問題が変わったりして、いろいろな一般民衆もわからないことが多いもんだから、そういうことと相まって、相談という形で表れたんだろうと思います。相談、相談という言葉は、一人歩きしたんじゃないと思いますよ。

家裁出張所の設置

外山 それから、家庭裁判所の出張所が徐々に増えて参りましたね。今いくつでございますか。予算化が認められた後とは違いますか。いきなりたくさん作りませんでしたか。

栗原 出張所は、三四か所では

まったようですね。

外山 それで、現在はいくつあるんですか。

栗原 九六です（昭和五七（一九八二）年当時）。

外山 出張所というものができたのは、やっぱり現地からの要望なんでしょうね。

市川 ええ、やっぱりその方が便利だからということですね。

外山 裁判所としては、相当手数がかかって大変なんだろうからね。自然と要求から生まれたものなんでしょうね。この頃になると、出張所の整備が問題になっているんじゃないかと想像いたしますけどね。

三淵 私が新潟家裁にいた時、山形の話の新潟で聞いたんですけれども、出張所へ行って、いろいろ相談をしたり、意見をもらったりしても、調査官もないし、それから、書記官も地裁の人ですね。そういう事件の処理が、それはもう困った結果になってしまっているんですね。当事者側の訴えを聞

くと、本当に地裁的な感覚で全部書記官が相談を受けて、事件を処理しているから、ちゃんと家裁の人員を配置しなければいけないということ、をずいぶん。所長会同では、よくその支部の甲号支部、乙号支部に出張してくれというような話を出したことがあるんですけれども。横浜なんかだって、出張所事件の方が簡裁事件よりずっと多いんですよ。

沼邊 横浜は、相模原ですね。

三淵 相模原は、簡裁の事件は全然少ないけれども、家裁の事件なんか多いんですから。

外山 私の記憶では、出張所ができる時には、出張所には内部の人的な手当というものは一切しない前提で承認するというものでしたから、いつまで経ってもその前提が生きているんですね。

三淵 だから、十日町だって、庁舎を新築し直す時だって、あそこでも出張所の事件の方が簡裁の事件より多いんですけれども、その判事の椅子から何から全部家裁で、

何とか捻出しなさいといけないし、部屋だって取ってくれない。実際には、その地方の事件を見てくだされば、出張所の方が簡裁より多いんですけどね。ああいうのは、本当に家裁としては、もうちょっと出張所を何とか、家裁らしい予算を取って、変えた方がいいじゃないですかね。実績で事件数が多ければ、と思いますけどね。

「横書き」文書の導入

外山 それから、書類が横書きになった理由が一番わからないのですが。

皆川 ええ、横書きは汚れないというふうなような意見があつて、縦書きと比較すると横書きの方がいいという結論が出たんです。

柏木 私は、そういう実務のことは、全然知らない。普通の裁判所の地裁はどうなんですか。

けじゃないでしょうかね。よその官庁じゃ横書きが多くなつています。

沼邊 行政官庁はそうなんです。

外山 そういう意味でも宇田川さんは、裁判所の中では異端視された。家裁の記録の横書きというのは、ほかの官庁よりもいくらか先駆けていたんじゃないでしょうかね。

沼邊 とにかく一番早いですからね。

少年法の年齢引き上げと児童福祉法との調整

外山 少年の適用年齢の引き上げ、児童福祉法との関係の調整などで、内藤先生、森田先生の印象深いことがおありになりましたら、いかがですか。

内藤 とにかく、発足当初は、二年間どうすることもできなかったわけですね、年齢の引き上げは。

外山 一番の引き上げの障害というか、反対論というんですか、できなかった理由などありますか。

内藤 それは、犯罪者更生法が完全にできてから、年齢の引き上げができたわけです。

外山 そのことそれ自体が、少年法の適用を二〇歳までにすることに対する反対とか抵抗ということでしょうか。

内藤 私の記憶ですが、要するに、今まで少年保護に携わっていた人が、二〇歳にしなきゃいかんという考え方が強かったわけです。言い合えば、今の法務省側の意見が強かったので、立法の時には、むしろ、GHQの押しつけのようなことを言う人もありますけども、そんなことはないです。

森田 私が第三課長当時に、法務省の少年院長会同に出ましたら、あの当時は、少年法改正で相当揉めていた頃でございますが、法務省のご機嫌取りのために、ある院

決議しようじゃないかといふをしたんですよ。そうしたと

きな浪速の少年院長だとか、先輩の院長さん方が、「自公の先輩が一八歳から二〇歳に上げたのに、何をこの時代に歳に引き下げるんだ」と言ひ猛烈に反対されましたね。そういう意見が一部に

したが、多くの院長さん方が向から反対されましたね。

内藤 あれは、本当に少年法務から出てきた年齢です。

外山 実務家の意見ですね。

森田 児童福祉法の調整とでは、感化法、少年教護法、つながる旧内務省のもの（「保護法」と、司法省がやつ

大正一二（一九二三）年にた少年法との二本立てだと

とが、多年の問題だったと

ね。初期には、論争があつたんですけど。学問的にも実務も。それをGHQの下で、

ところが、GHQのセクションが違
うのです。GHQもセクションナ
リズムで、当時の責任者はいろいろ
悩まされたこともあると思います
けど、つまり、厚生省の所管に
入っていましたから、児童福祉法
が一年先にできちゃったわけです
ね。児童福祉法の中へ旧少年教護
法の系統が入っちゃった。そこ
で、何とか調整して、予定より一
年少年法の立法が遅れたわけです
よね。そこで、調整の規定は現行
法に若干ながら持続しようと、少
年法にあるんだけど、十分な
橋渡しにはなっていないんです
ね。そこで、今度は現場の実務の
話になるけど、やっぱり、家庭裁
判所が非行司法機能と当時ケー
スワーク機能とかいった、そうい
う方をふまえて、少なくとも非
行、不良行為をする、あるいは、
家庭に問題のある人については、
片や司法といいますが、社会の治
安維持、片や教育、児童福祉法
の系統、その間でコンダクター役を
すべきだということで、児童相談

所と絶えず会合したり、研究会を
持ったりしていましたね。そうい
うことで、法律的には十分でない
調整を現実のケースの上でやろう
ということは、各地の事務局では
東京家裁がずいぶん熱心だったと
思うんですね。問題は、それが何
だかだんだん力弱くなってきた、
家裁もコンダクターじゃなくて、
一つのバイオリンかなんか弾くよ
うになってきた。だから、児童福
祉法が先にできちゃったんで、調
整の問題は立法の当初からあった
わけです。

外山 そうすると、完全なる調整
を使うことが先にできちゃって、
やや中途半端な形で法制上は、現
在に至っているということですね。
内藤 GHQの中では、ゼネラル
セクションの方が強いわけですよ
ね。それだから、どうしても少年
法の中には、あれとダブる保護処
分を入れてはいかんというのが
あった。

判所の方の意識で、ほかがそう
思っているかどうか。

森田 いや、当初は、主観的なこ
とまでは知らないけれど、いろい
ろ会合したりなんかするには、やつ
ぱり家裁が中心でしたよ。これ
は、大きなところは、地域による
と思いますけど。そういうふう
に自然と見ていたんじゃないかと思
います。それから、一つの証拠に
もなるのは、実務とはちよつと離
れた実務家を中心に、国民から意
見が出て、児童憲章制定の時に、
家庭局長が当時宇田川さんだと思
いますが、昭和二五年でしょ。児
童憲章の最後の決というのか、司
会役は家庭局長だったんです。

外山 児童憲章の何をですか。

森田 児童憲章を制定する時は、
福祉とかいろんな方面がみんな入
る。労働省も入れれば司法関係も。
誰をそのコンダクターにするの
か。そこでは、司会とか議長のよ
うなまとめ役、官もあれば民もあ
る。

外山 宇田川さんがなさったんで

すか。

森田 少なくとも家庭局長がやる
という。それが、現場では両方に
またがる、児童福祉法と教育と
か、司法的な面との中間にあるの
は、正に家庭裁判所です。ほかの
人がコンダクターと思ってくれた
かどうかまでは知りませんが、
自然とそういうふうな動きをして
いたことは、全国全部じゃないに
しても、高裁直下とか主なところ
では、そういう意識で家裁もいた
し、少なくとも児童相談所なんか
はそういう言葉が通用したんです。

外山 家裁がコンダクター的な役
割をするというのは、実力からき
ている部分もなくはないという
か、だんだん家裁がすべての少年
関係のコンダクターだというふう
には、前ほど受け入れられていな
いんじゃないかと思うんですが、
いかがでございましたか。

森田 それは、もう大いにそうだ
と思います。むしろ警察なんか
が

内藤 歴史的な点があるから。青

少年問題協議会というのがあります。したが、これもやっぱり家庭局がある程度牛耳っていた。児童福祉法の制定の時も、その当時、宇田川局長のご性格からもあるんですけれども、非常に行政的な面が活発だった。それが、結局、一つの異端者として、やっぱり裁判所じゃちょっと受け入れられない点がたくさんあった。

医務室の設置

外山 最後に医務室のことをおうかがいしたいんですが、医務室が最初にできたのは、家裁の開設と同時にですか、少しずれましたか。市川 少しずれていますね。昭和二五年から十数庁認めてもらったと思います。

外山 予算の上ですね。

山田 二六（一九五二）年でございますね。

市川 それじゃ二五年度の予算かな。二五年から要求したんです。

二五年は認めてもらえなかったかな。二六年度からようやく認めてもらった。

外山 ああいうものがありましたね。何か脳波の器械なんているのが入ってね。

市川 はじめは、少年の関係で必要になってきた。少年の方は、少年鑑別所というのがあって、「そんなもの備え付けてやるなどどうにもならん、それはダメだ」と。

何とかしなきゃなんと思ってる時に、精神病患者監護法が廃止になって、精神衛生法が厚生省から出たんです。これでは補強されないの、私は、その精神衛生法の中に、「精神病院に入れるときには、家庭裁判所の許可を受けろ」という一項を入れることを強く要求した。最後に、家庭裁判所は、そういう機関を整備すれば、認めてもらえるかもしれないというところで、早速大蔵省に要求しておいたら、「ひとつあなたの方でもバックアップしてくれ」と言われ、「それじゃできるだけの協力

はしますけれども、その代わり、今度の法案は原案通りとしてください」と言ったら、通してくれた。

それで、予算の時に、「こういう経緯で家庭裁判所としては、将来全家庭裁判所に医務室が整備できたら、そこに精神科の担当のお医者さんを置いて、そこで精神病院に入れるべきかどうか判定を下すようにするから、是非、ひとつ認めてくれ」。これ、はじめ二〇庁かそこら要求したんでしょうね。ところが、そのうちの一一庁だけ予算がついた。それから、毎年一〇庁ずつ増えているわけです。

外山 今は、どうですか、全庁について入っているところはある。

市川 本庁は全部ついてます。

山田 本庁全部と十大支部ですね。

外山 それは、人件費みたいなものですか。看護婦さんとか。

山田 はい、お医者さんと看護婦さんです。

市川 ルールは何もないんですよ。ルールができたのは、ずっと後からだもんね。

外山 理想は非常にいいんですが、はたしてどれだけ家裁の医務室が活用されているかというのは、あまり進歩していない気がしますけど。

市川 あまり活用されていないようです。

三淵 東京家裁では、ずいぶん家事部が使っています。

沼邊 使っていますよ。精神科医の場合は、そろっていますから。

三淵 本当に精神科のお医者さんがいらつしやるといいですね、家裁としては。

外山 それでは、うかがいたいことはまだあるのですが、時間が参りました。本日は、家庭裁判所創設と初期の運営に関わった方々の貴重なお話をうかがうことができました。どうもありがとうございます。

栗原 本当にどうもありがとうございました。

座談会を企画した経緯

昭和五二（一九七七）年に長年にわたる少年法改正問題が決着した後、最高裁の家庭局は内外の懸案に取り組んできたが、昭和五七（一九八二）年の一二月、その仕

上げともいうべき家裁調査官の指導監督体制の法的整備作業が完成（首席家裁調査官等に関する規則の制定）したので、これを機会に家庭局の草創当時のOBの方々に集まっていただいて、昭和二四（一九四九）年の家庭裁判所発足当時の思い出や内幕などについて

〔解説〕

昭和57(1982)年の 座談会について



奥山興悦

（弁護士、元東京高等裁判所裁判官〔部総括〕）

語っていただくことを企画した。

なお、座談会に出席した三淵嘉子さんは、この翌年春に体調を崩して入院し、次の年の昭和五九（一九八四）年五月に逝去された。したがって、三淵さんにとってはこの座談会が最後の家庭局OB会となった。

全体としての感想

この座談会記録を読んで、昭和二三（一九四八）年、二四年という戦後の食糧・物資不足や、帝銀事件・昭和電工事件などで物情騒

然としていた時代に、新憲法の理念に基づいて家庭裁判所を設立するという理想に燃えて、草創期の家庭局関係者らが筆舌に尽くしがたい苦労をされたことを具体的に知ることができ、あらためて深い感動を覚えた。

私の記憶によれば、座談会は司会役の外山四郎さんが上手に話題を引き出し、三淵さんの笑顔とふくよかな声のおかげで、笑い声が絶えず、終始和やかな雰囲気になりました。予定時間があっという間に経過した。

家庭裁判所の創設当時、その中心的な役割を果たした市川四郎さ

んの記憶力は抜群だった。昭和三四（一九五九）年の市川さんの回想録（「家庭裁判所創設当時の思い出」家庭裁判月報一一巻一号。以下、「市川回想録」という）以外のことにしても、次々と思いつき出し、それが極めて正確であるため、他の出席者の発言や意見とうまく絡み合って進行してゆくのに感心した。

以下、座談会での主な話題について簡単に解説する。なお、家裁の歴史について具体的で大変わかりやすい作品として、清永聡『家庭裁判所物語』（日本評論社、二〇一八年）がある。

家庭裁判所が誕生するまでの 経緯とGHQの関与など

家庭裁判所は、戦後間もない昭和二年一月一日に創設された新しい司法組織である。それまでは、少年事件は行政機関である少年審判所で取り扱われ、家事事件は司法機関である家事審判所（地方裁判所の支部）で処理されていた。これを統合して新たに一つの裁判所を創設しようとする、両者の間からそれぞれ反対する声が上がリ、意思統一を図るのは容易ではなかった。加えて、当時日本は太平洋戦争の敗北により、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の支配下にあったため、制度面でも予算面でもその意向に大きく左右されたのはやむを得ない。当時の貴重な内輪話などがある紹介されており、興味深い。

家庭裁判所発足と 最高裁判所家庭局の誕生

「市川回想録」によれば、市川さんが東京家事審判所から最高裁の事務局に入ったのは昭和二年一月で、家庭裁判所の設立に関する事務は総務部（後の総務局）で扱っていたので、総務部付となった。その頃は、家事審判所と少年審判所を統合して家庭裁判所を作るという構想はすでに決定していた。同年一月末近くになって、ようやく翌年の二年一月に家庭裁判所創設の公算が強くなったので、二月一日に最高裁は家裁設立準備室を開設した。

これより先、同年九月には、全国の地方裁判所に「家庭裁判所設立準備委員会」を設けることとする最高裁規則が制定され、各地元で、裁判所、検察庁、弁護士会、地元有識者をメンバーとして準備が開始された。

しかし、肝心の予算上の手当てや裁判官・職員らの確保などにつ

いてはその後最高裁から何らの指示もなく、全国各地ではまさに手探りの状態だった。秘書課長の内藤頼博さん以外に、日本では米国の家庭裁判所を実際に見た人はいなかったからである。

したがって、最高裁の家裁設立準備室の主な仕事は、予算を確保することと、家事・少年事件の処理に必要な法令集や基本的な手引書・資料を作成して、これを全国に配ることであった。わずか一か月後の発足を控えて、仕事は山ほどあったに違いない。

急ぎよ一二月中に開催することになった高等裁判所長官会同の準備（会同後、計八名の長官が自分の任地管内に持ち帰る資料の作成など）もしなければならぬ。当時、情報の伝達は容易ではなかったからである。

もちろん現在のような便利な事務機器やコピー機もない。年の瀬の冷えこんだ室内には暖房器具といても火鉢しかない。おそろく、他の官庁や民間企業も同じよ

うな状況だったであろう。

「市川回想録」によれば、昭和二年一二月中の設立準備室は、全員が仕事のために、日曜、祭日、正月休みを返上して連日集まり、朝から毎晩九時頃まで、夜間は安ウイスキーで暖をとりながら文字どおり不眠不休の状態で仕事をしていたという。そのエネルギーには脱帽するしかない。

それだけに、昭和二年一月一日に追加予算で家庭裁判所開設のための費用として、GHQの尽力により要求どおりの一億一千万円が計上された時の衝撃と喜びとはいかばかりであったか。巨額の予算がついたことは、当時の最高裁を驚かせただけでなく、設立準備室全員を大いに奮い立たせたに違いない。翌年の一月一日に新しい家庭裁判所が発足するとの新聞発表が行われたのは、そのわずか一〇日前の二月二〇日であった。準備室の仕事は休みなく続き、終わったのは発足前日の大晦日だったという。驚くほか

はない。

最高裁家庭局の組織と雰囲気 および宇田川初代家庭局長など

座談会に出てくる家庭局の部屋は赤レンガの旧最高裁庁舎の五階で、霞が関にある現在の東京高裁・地裁の建物の場所にあった。私は昭和四七（一九七二）年に家庭局付となり、四九（一九七四）年に隼町の最高裁新庁舎に移転するまでの二年間をこの旧庁舎で過ごしたので、雰囲気はよく覚えている。

準備室時代と違って、各課に部屋があり、会議室もあった。

家庭局は、設立準備室のメンバーを中心として、計三〇人足らずだったが、若い職員が多く自由な雰囲気でも議論していたという。

私の局付時代も、同じ部屋に職員らと机を並べ、お互い自由に議論しながら仕事をした。家庭局長は裾分一立さん、第三課長は菊池信男さん。少年法改正問題が

係属していたので、月一回行われた法制審議会少年法部会の終了後に三淵さんや糟谷さんらの委員幹事を三課の部屋に招いて、ビール樽を持ち込んで慰労会をやったこともある。三淵さんは明るく陽気に振る舞い、皆を笑わせて、その場の雰囲気をもたせた。仕事で毎晩帰りは遅く大変だったが、変化に富んでいて、楽しかった。

初代家庭局長の宇田川さんは、旧満洲から引き揚げた熱血漢で、京都少年審判所長として活躍していたのを当時の内藤頼博さんが注目し、スカウトしたといわれている。

理想に燃え、新しい裁判所を創立するという情熱にあふれ、政治的な手腕もあった。その局長を補佐して、最高裁事務総局内を説得し、全国に家庭裁判所という新組織を作るための重要な仕事をする第一課長としては、調整能力と職務能力の高い市川さんが適任だった。

三淵（旧姓和田）さんは、昭和二三年から最高裁民事部に配属さ

れ、家事審判法の制定作業に従事していたが、家裁設立準備室時代から関与し、家庭局発足時は家事担当の初代局付となった。そして、翌年の昭和二五（一九五〇）年にほかの二名とともに最高裁からアメリカに派遣され、ニューヨークの家庭裁判所や関係機関を見学したほか、ワシントン、シカゴ、ロサンゼルスなどを視察した。これらの体験を活かし、三淵さんは後年、家庭裁判所、特に少年事件に情熱を傾けて取り組み、家庭裁判所の発展に偉大な功績を残した。

全国の家庭裁判所と 家裁調査官の誕生など

昭和二四年一月から家庭裁判所は制度的には発足したものの、現場がどうなっているかを知るために、家庭局の課長、局付や職員らは手分けして、各地を訪問した。各地によって様相が異なり、その時の珍しいエピソードが語られている。

出席者の柏木さんは刑事訴訟法の改正作業にも従事していたので、あわせて地方裁判所で新刑事訴訟法の説明をしていたことを知って感心した。

発足時の家庭裁判所の実態は、庁舎はむろん、組織面でも事件処理態勢の面でも貧弱であったことが具体的に語られている。

家庭裁判所長会でも一〇年間は、家裁廃止論が堂々と述べられていたという市川さんの発言に驚いた。従来の司法官のイメージから抜け出せない裁判官が少なくなかったということであろう。裁判所書記官、家裁調査官、調停委員との間でもしっくりいかない事例が紹介された。

新しい組織作りは、定着するまで相当の時間を要したことがわかる。

座談会では触れていないが、東京家裁の家事部の庁舎が昭和二四年四月に落成式を迎えるのを記念して、家庭局では全国に家裁創設記念週間を設け、PR活動を始め

た。しかし、裁判所が自らのPRをするのは前例がないので、民間の活力によって、家裁を国民の裁判所としてPRすることを企画し、「家庭裁判所普及会」を立ち上げた。同年三月に最高裁の会議室に弁護士会長、調停委員代表、日本新聞協会会長、百貨店組合理事長、東京商工会議所副会頭、日本放送協会会長ら合計四〇名の民間代表者を招き、家裁の創設の意義と国民への普及活動のあり方について協議した。出席者は家裁の普及啓蒙活動が急務だとして協力を約束。予算不足のため第一回だけで終了したが、その効果は大きかった。

アイデアマンの宇田川局長は、家裁創設記念週間に合わせて、ポスターを作ろうと企画し、その標語を「家庭に光を 少年に愛を」と決めて、著名な写真家の富安達雄に制作を依頼した。ポスターのモデルとして当時芸能界に顔の広い内藤頼博さんが新劇の水谷八重子（初代）に直接依頼し、新橋演

舞場で洋装の彼女が子役の少年と向き合って家庭裁判所の案内文を読んでいる場面を撮影し作成した。ところが、GHQから、標語と画面が一致しないとして変更を求められ、やむなく、標語を「まあこれで安心！ あなたもわたしも……」と改めた。物資不足の中、家裁普及会のメンバーのおかげで貴重なポスター用紙一〇万枚を入手していたからである。

ポスターの評判は相半ばで、「まるで証券会社の勧誘みたいだ」という批評を聞いた市川さんは「思いついても冷や汗が出てくる」と回想録に書いている。この座談会の翌年頃、私は家裁創設三五周年を記念するテレビ番組に出演し、このポスターを見せたところ、スタジオから驚きの声が上がった。水谷八重子の顔を初めて見たという若い世代も含めて、ポスターはレトロで素晴らしいというのである。

家裁調査官は、少年事件については、少年審判所時代の少年保護

司出身者が多かったので、何とか間に合わせたが、家事事件の調査を担当する者がいなかったため、家庭局は昭和二五年に予算要求をして、四八名の事務官が認められた。これについては、座談会中の「四十八粒の種子」（市川回想録）がすべてを言い尽くしている。市川さんは名エッセイストでもあることが分かる。

昭和二九（一九五四）年に家事、少年の調査官を統合して、家庭裁判所調査官が誕生したが、家庭裁判所の科学的性格（宇田川家庭局長の命名による）を代表する彼らを専門的に養成、教育する機関がないので、昭和三二（一九五七）年に最高裁は従来の司法研修所と裁判所書記官研修所とは別に家庭裁判所調査官研修所を設立した。初代研修所長には宇田川局長の強い要望により内藤頼博さんが就任した。後年、私は一三代目の所長となった。

なお、家裁発足時、宇田川局長は新聞、ラジオで調査官の求人募

集をしたため、全国の家裁には、大学教授、元校長、銀行支店長、上場企業の課長などの人材が名乗りを上げ、満洲帰りの大物もいたという。

そのほかの諸問題

座談会では、このほかに、当初想定外だった家事相談の激増、家裁の出張所の問題、医務室の設置の必要性などについても語られたほか、ほかの官庁に先駆けて実施された家庭裁判所の文書の横書きや、少年法の適用年齢の引き上げと児童福祉法との調整問題、児童福祉機関等との連携における家裁の役割についても論じられ、現在の家庭裁判所の抱える諸問題の根源は、発足当時から存在していたことを知り、あらためて家裁草創期に活躍された先輩の方々の苦勞に頭が下がる思いである。

[執筆者紹介]

清永 聡 (きよなが・さとし)
NHK解説委員

武藤 泰夫 (むとう・やすお)
三淵嘉子実弟

鈴木 経夫 (すずき・つねお)
弁護士、元浦和家庭裁判所裁判官(部総括)

若林 昌子 (わかばやし・まさこ)
元福岡家庭裁判所長

荒井 史男 (あらい・ふみお)
弁護士、元名古屋高等裁判所長官

佐賀 千恵美 (さが・ちえみ)
弁護士、元検察官

奥山 興悦 (おくやま・こうえつ)
弁護士、元東京高等裁判所裁判官(部総括)

[第4部座談会出席者] 昭和57(1982)年12月12日

市川 四郎 (いちかわ・しろう)
元東京高等裁判所長官

沼邊 愛一 (ぬまべ・あいいち)
当時広島高等裁判所長官

三淵 嘉子 (みぶち・よしこ)
元横浜家庭裁判所長

柏木 千秋 (かしわぎ・ちあき)
当時名古屋大学教授

内藤 文質 (ないとう・ぶんしち)
当時弁護士・東洋大学教授

外山 四郎 (とやま・しろう)
元札幌高等裁判所長官

森田 宗一 (もりた・そういち)
元東京家庭裁判所裁判官

皆川 邦彦 (みながわ・くにひこ)
元簡易裁判所裁判官

栗原 平八郎 (くりはら・へいはちろう)
当時最高裁判所事務総局家庭局長

山田 博 (やまだ・ひろし)
当時最高裁判所事務総局家庭局第一課長

奥山 興悦 (おくやま・こうえつ)
当時最高裁判所事務総局家庭局第二課長

長谷川 知賢 (はせがわ・ちけん)
当時最高裁判所事務総局家庭局第三課長

[編著者紹介]

清永 聡

きよなが さとし

NHK解説委員。昭和45(1970)年生まれ。社会部記者として司法クラブで最高裁判所などを担当。司法クラブキャップ、社会部副部長などを経て現職。近著に『家庭裁判所物語』(日本評論社、2018年)、『戦犯を救え——BC級「横浜裁判」秘録』(新潮社、2015年)。

三淵 嘉子と家庭裁判所

2023年12月20日 第1版第1刷発行

編著者———清永 聡

発行所———株式会社日本評論社

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4

電話 03-3987-8621(販売) -8592(編集)

FAX 03-3987-8590(販売) -8596(編集)

<https://www.nippyo.co.jp/> 振替00100-3-16

印刷所———精文堂印刷株式会社

製本所———株式会社難波製本

装幀・レイアウト—図工ファイブ

装画・挿絵———星野 ちいこ(xii、72、74、76、78、80頁)

撮 影———狩野 剛史(90、94、100頁)

JASRAC 出2307739-301(29、91頁)

検印省略 ©Satoshi Kiyonaga 2023

ISBN 978-4-535-52745-4 Printed in Japan

 (社) 出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社) 出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャン等の行為によりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、一切認められておりません。